

静岡県立富岳館高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立富岳館高等学校PTAと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県富士宮市弓沢町 静岡県立富岳館高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、生徒の健全な成長のために、保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、生徒の校外における生活の指導、学校及び地域における教育環境の改善、充実に努めるため会員相互の学習その他必要な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域の教育振興に関する事業
- (2) 教育環境の整備充実にに関する事業
- (3) 生徒及び会員の研究助成に関する事業
- (4) 生徒会活動、部活動等の振興に関する事業
- (5) 図書及び図書室の充実にに関する事業
- (6) 生徒の学力向上及び進路実現に関する事業
- (7) 生徒の健康管理及び体力充実にに関する事業
- (8) 生徒の校外生活指導への協力に関する事業
- (9) 生徒、会員の親睦及び福利厚生に関する事業
- (10) 会員の研修に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、静岡県立富岳館高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒の保護者で本会の目的に賛同して入会した者及び本校の教職員（※ただし、本務に限る。）とする。

(会員の資格の取得)

第6条 生徒の保護者で本会の会員になろうとするものは、役員会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 生徒の保護者である会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者又は本校の教職員でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして役員会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。

5 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の出席する会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した役員(ただし、監事を除く。)のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 理事 14人以内
- (4) 顧問 若干名
- (5) 地区理事 各地区1人以上4人以内
- (6) 委員 各地区若干名

(7) 監事 1人以上2人以内

2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長若しくはその職務を代理する者を以てこれに充て、業務執行役とする。

3 第1項第1号から第4号に定める役員を本部役員とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、前条第2項に定める者を除く副会長、理事は、役員会の決議によって会員の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事を除く役員は、役員会を構成し、この会則で定めるところにより、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、監事を除く役員職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、監事を除く役員及び本会の使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は1年とし、翌年度の定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。

第6章 役員会

(構成)

第26条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権限)

第27条 役員会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 監事を除く役員職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び理事の選定及び解職

(4) その他役員会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

第28条 役員会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。

(決議)

第29条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 役員会に出席できない役員は、他の出席する役員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 役員会の議事については、議事録を作成する。

2 会長及び出席した役員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第31条 本会に、次の委員会を置く。

(1) 進路研修委員会

(2) 生活委員会

(3) 広報委員会

2 前項に規定するもののほか、本会の事業遂行のため必要があるときは、役員会の決議を経て他の委員会を置くことができる。

3 委員の選定その他委員会の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(専門委員会)

第32条 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、本会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、役員会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。

3 専門委員は、要請により役員会及び総会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第33条 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他学校の再編整備などの事由により解散する。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年5月15日から施行する。

2 この会則の施行前に議決のあった平成25年度の事業計画書及び収支予算書については、この会則の規定にかかわらず、平成25年度の事業計画書及び収支予算書とする。

3 第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成25年度の会員の資格の取得及び会費については、なお従前の例による。

4 静岡県立富岳館高等学校PTA会則(平成2年4月26日制定)は廃止する。

5 この会則は、平成30年4月1日より適用する。

6 この会則は、令和4年4月1日より適用する。